次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成２９年８月　７日

北海道知事　高橋　はるみ

１　公募型プロポーザル方式に付す事項

（１）業務名

平成２９年度エゾシカ夜間銃猟モデル捕獲事業委託業務

（２）業務の目的及び内容

ア　目的

本業務は、捕獲圧の高まりにより、エゾシカの警戒心が強まり、夜間に出没するようになってきている中、夜間銃猟における捕獲対策を検討するに当たり、夜間銃猟によるモデル捕獲を実施し、安全かつ効果的な夜間銃猟を実施するためのガイドラインを作成する。

イ　内容

（ア）効果的捕獲手法検討のためのモデル捕獲実施（夜間銃猟）

（イ）捕獲個体の回収・処分

（ウ）夜間銃猟検討会議等の出席

（エ）結果報告書及び「北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に係る指針（ガイドライン）」の作成

（３）契約期間　契約締結の日から平成３０年３月２０日（火）まで

（４）納入場所　北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課捕獲対策グループ

〒０６０－８５８８　札幌市中央区北３条西６丁目

（５）納入成果品

業務結果報告書Ａ４版冊子３部、電子媒体（CD-ROM または DVD-ROM）１枚

ガイドライン　Ａ４版冊子３０部、電子媒体（CD-ROM または DVD-ROM）１枚

（６）納入期限　平成３０年３月２０日（火）

２　公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次の要件に該当する者であること。

（１）単独法人又は複数の法人による連合体（以下「コンソーシアムという。」）であること。

（２）単独法人又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。

ア　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

イ　地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ　暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

カ　次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出

（ウ）雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

キ　道内に営業・運営拠点を有すること。

ク　捕獲及び捕獲に付随する事項を実施する者にあっては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14 年法律第88 号。以下「法」という。）第18条の２の規定に基づく認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者のうち、法第18 条の５第１項第２号に基づく夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、基準に適合する旨の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者であって、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の５第1項第2号の規定に基づき定められた夜間銃猟をする際の安全確保に関する技能の要件（平成28年7月環境省告示第70号）を満たした、夜間銃猟の射手となる捕獲従事者を２名以上有すること。

なお、コンソーシアムにあっては、その構成員のいずれかまたは合計で当該従事者を２名以上有すること。

ケ　過去３年の間に、ニホンジカの生息状況等調査又は研究に係る業務を、国（公団、独立行

政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）から受託し、調査結果の分析及び報告書作成を実施し、適切に業務を完了した実績を有すること。
なお、コンソーシアムにあっては、その構成員のいずれかが当該資格を満たすこと。
コ　コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3　参加資格申請書の審査及び参加資格の審査
（1）　公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア　提出期限　平成２９年８月２１日（月）午後５時必着
イ　提出方法　持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)
持参の場合は、日曜祝日及び土曜日を除く毎日午前９時から午後５時までとする
ウ　提出場所　北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課捕獲対策グループ
〒０６０－８５８８　札幌市中央区北３条西６丁目
（2）　審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4　企画提案説明書等の交付に関する事項等
（1）交付期間　平成２９年８月７日（月）から同年８月２１日（月）まで（日曜祝日及び土曜日を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで
（2）交付場所　３の（1）のウと同じ
（3）交付方法　（2）の場所で交付する。
なお、北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課のホームページ（アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/est/)において、ダウンロードすることができる。

5　企画提案書の提出期限、場所、方法等
（1）提出期限　平成２９年９月４日（月）午後５時必着
（2）提出場所　３の（1）のウと同じ
（3）提出部数　１０部（社名は１部のみ記載し、残り９部は記載しないこと）
（4）提出方法　持参による。
（5）ヒアリングの実施
企画提案書の内容について、ヒアリングを実施する（日時及び場所は別途通知する)。
なお、提出のあった企画提案書が多数である場合には、企画提案書のみにより第一次審査（書面）を行い、評価が上位の企画提案書を提出した者に対してのみヒアリングを行う場合がある。

6　提案の無効等
（1）参加資格申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。
ア　提出期限、提出先及び提出方法に適合しないもの。
イ　企画提案書作成要領に指定する様式等及び企画提案書作成上の留意事項に適合しないもの。
ウ　記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ　記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
オ　虚偽の内容が記載されているもの。
（2）ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものと見なし、無効となることがあるので留意すること。

7　最良の提案をした者の選定方法
あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8　契約手続
特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により、契約手続を行う。

9　公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1)　名　称　北海道環境生活部環境局エゾシカ対策課捕獲対策グループ
(2)　所在地　札幌市中央区北３条西６丁目
(3)　連絡先　電話番号　：０１１－２０４－５２０６（直通）
ファックス：０１１－２３２－６７９０

10　その他
(1)　提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
(2)　審査結果及び特定者名は、公表する。
(3)　詳細は、企画提案説明書による。